

令和 7 年 5 月 22 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和 7 年（行コ）第 31 号 不当労働行為救済命令取消請求控訴事件（原審・東京
地方裁判所令和 4 年（行ウ）第 488 号）

口頭弁論終結日 令和 7 年 3 月 25 日

判決

控訴人	国
処分行政庁	中央労働委員会
控訴人補助参加人	Z1 組合
控訴人補助参加人	個人 Z2
被控訴人	Y 会社

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の、当審における補助参加によって生じた費用は補助参加人らの各負担とする。

事実及び理由

第 1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第 2 事案の概要

（以下において略称を用いるときは、新たに定義するもののほか原判決に同じ。）

- 1 本件事案の概要は、2 頁 21 行目末尾に行を改めて次のとおり加えるほかは、
原判決「事実及び理由」第 2 の柱書に記載のとおりであるから、これを引用する。

「 原審が、被控訴人の請求を認容したところ、控訴人がこれを不服として控訴した。」
- 2 「前提事実」並びに「争点及び争点に関する当事者の主張」は、3 頁 12 行

目「同年」を「平成２６年」に改め、後記３を付加するほかは、原判決「事実及び理由」第２の１及び２に記載のとおりであるから、これを引用する。

３ 当審における控訴人及び組合らの補足的主張

(1) 控訴人の主張

ア Ｃ２発言①について

Ｃ２発言①のうち「初めて言っちゃいけないの？団体交渉で。」という発言は、笑いながら発せられており、組合側出席者を茶化するような言葉が使われている。また、その後、組合側出席者を挑発する発言を殊更に重ね、協議の場は紛糾する状態となった。

Ｃ２発言①及び発言時のＣ２の態度は、いたずらに組合側出席者の反発を招き、交渉を混乱させるものであって、実際にその後の協議の場が紛糾したことからすれば、団体交渉の円滑な進行を意図的に妨害するものであったと評価すべきである。

イ Ｂ２発言について

被控訴人は、第２回団体交渉までにＺ２にクラスを担当させない理由を文書で回答することになっていたにもかかわらず、約束の期限までに文書で回答をしなかったものであり、このような経過がある中で、組合側出席者が文書で回答しなかった理由を確認したところ、Ｂ２発言に至ったものである。

Ｂ２発言は、いたずらに組合側出席者の反発を招き、交渉を混乱させるものであって、実際にＢ２発言に引き続いてされたＣ２発言②によって協議が紛糾したことからすれば、団体交渉の円滑な進行を意図的に妨害するものであったと評価すべきである。

ウ Ｃ２発言②について

Ｃ２発言②の経緯は、組合側出席者が、Ｂ２発言を受けて、Ｚ２にクラスを担当させない理由を被控訴人が文書で回答しなかったことで時間が無

駄になっている旨の抗議をしたところ、B 2 らが「回答いらないですか。」と組合側出席者を揶揄ないし挑発するような発言をし、これに対し、組合側出席者が「なぜそう曲解するんですか。」と述べたところ、C 2 が、けんか腰で「団体交渉を進めてくださいよ。」「話を妨害しているのはあなたじゃないですか」、「あなたが的確な質問をしてないから話が困窮するんですよ。」と発言したというものである。

C 2 発言②は、けんか腰で組合側出席者を挑発し続けているだけで、交渉を進展させる働きは全くしておらず、実際にC 2 発言②の最中及び直後には協議が紛糾したことからすれば、団体交渉の円滑な進行を阻害したことは明らかである。

エ 第2回団体交渉全体を通じた被控訴人の交渉態度について

第2回団体交渉の冒頭部分では、C 2 発言①、B 2 発言及びC 2 発言②など、被控訴人側出席者が、組合側出席者を茶化したり挑発したりする発言を意図的に繰り返し、これにより協議が紛糾し、団体交渉の円滑な進行が大きく阻害されたばかりか、組合側出席者に被控訴人の交渉態度への疑念を生じさせた。

また、C 2 らは、その後も「勝手に感想述べなくていいですよ、団交だから。」「不当労働行為って言えば何でも通っているんじゃないのか、勘違いしちゃだめだよ。」などと、組合側出席者を馬鹿にする発言を繰り返し、挑発し続け、団体交渉の進行を阻害した。これに対し、これらの被控訴人やC 2 らの交渉態度が、組合側出席者の態度に呼応して引き起こされたとは必ずしも認められない。そして、C 2 らを含む被控訴人側出席者による不適切な発言がされた際に、他の被控訴人側出席者が発言を制止したり、訂正したりしたことはなく、その結果、団体交渉は紛糾し、その円滑な進行が妨げられた。

このような被控訴人側出席者の態度からすると、被控訴人は、組合側出

席者を納得させるための努力をしておらず、合意達成の可能性を模索する義務を怠ったといわざるを得ず、第２回団体交渉における被控訴人の対応は、交渉態度において不誠実であったというほかない。

(2) 組合らの主張

ア 第２回団体交渉における被控訴人の対応を評価するに当たっては、第１回団体交渉を含め、第２回団体交渉に至るまでの経過を踏まえる必要がある。

イ 原判決は、第２回団体交渉において、組合側出席者が、第１回団体交渉の際に被控訴人がＺ２を正社員とする具体的な時期を示すことを約束していたかのように主張したことが、客観的事実に反すると判断しているが、第１回団体交渉において、被控訴人が、Ｚ２を時短勤務正社員とすることを前提に、具体的なスケジュールを回答することになったことは事実である。それにもかかわらず、被控訴人は、平成２６年１１月１９日付け回答書において、Ｚ２を正社員に登用する予定はないと回答し、第１回団体交渉におけるやり取りを反故にしたため、組合側出席者は、Ｚ２が正社員に復帰できる目安を明らかにする必要があると考えて第２回団体交渉に臨んだものであり、組合側出席者の対応に誤りはない。

ウ Ｃ２発言①、Ｂ２発言、Ｃ２発言②及び第２回団体交渉全体を通じた被控訴人の交渉態度が不誠実であることは、控訴人の主張と同旨である。

第２回団体交渉では、被控訴人の役員や従業員ではなく、第１回団体交渉にも出席しておらず、これまでの経過を正確に理解していないＣ２らが、被控訴人側の発言の過半を占めるほどに交渉に口をはさみ続けたことにより、協議が紛糾し、円滑な交渉が阻害されたのであるから、第２回団体交渉における被控訴人の対応に誠実交渉義務違反があったことは明らかである。

第３ 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、被控訴人の請求は理由があると判断する。その理由は、次のとおり補正し、後記2を付加するほかは、原判決「事実及び理由」第3の1ないし3に記載のとおりであるから、これを引用する。
- (1) 12頁5行目の「同月」を「平成26年9月」に改める。
 - (2) 14頁24行目の「なること」の次に「及びコーチとしてクラスを担当することができる状態にあること」を加える。
 - (3) 15頁18行目の「言いますけど。」、の次に「「2項目目（クラスを担当させない理由）がクリアにならない限り1項目の日程を設定することはできないんですね、私たちは。」、を、同19行目の「現段階では。」の次に「と回答することに消極的な態度を示したが、組合側出席者が持ち帰って検討するよう繰り返し求めたため、被控訴人は、」を、同21行目の「発言し、」の次に「持ち帰って検討する態度は示したものの、それでもなお」をそれぞれ加える。
 - (4) 16頁9行目の「組合らは、」の次に「同月12日の書面回答には第1回団体交渉で確認した回答すべき内容が記載されていない旨、」を加え、同16行目の「とも重なる、信頼関係の破綻」を「に対する回答にもなると思料するが、Z2と被控訴人の間の信頼関係が既に破綻しているから」に改める。
 - (5) 17頁5行目から6行目にかけての「発言内容は」の次に「概ね」を、同7行目の「ア」の次に「第2回団体交渉の冒頭は、第1回団体交渉において、被控訴人がZ2を正社員として復帰させるスケジュールについて文書で回答することを約束したとの組合の意見と、そもそもZ2を正社員にすること自体を約束していないとの被控訴人の意見が対立し、協議がなかなか前に進まない状況にあったが、」をそれぞれ加え、同行目の「第2回団体交渉において、」を削り、同11行目の「いけないの」の次に「、団体交渉で」を、同15行目の「出席者の」の次に「前回から今までの間に、」をそれぞれ加え、同19行目冒頭から23行目「かかっている旨の」までを次のように改める。

「イ 組合側出席者が「いつの時期で正社員化するか、再契約するかということと、それからなぜ今の時点でコーチを外すのか」という２点の説明を求めている旨を述べたところ、Ｂ２が「回答するって言ってるじゃないですか。」、「回答させてくださいよ。」と発言し、これに対し、組合側出席者が「回答されるのはいいんですけど、なんで文書回答をいただけなかったんですか。」と述べたところ、Ｂ２は「文書回答か口頭回答かというのは、とっているから同じでしょ。」（以下「Ｂ２発言」という。）と発言した。Ｂ２発言に対し、組合側出席者が「きちんと文書で出しましょとそちらでおっしゃったんですよ。それはされてないからもう一回やり直しになるわけでしょ。これだけ時間が無駄になっているんです。」と反論したが、その発言の最中にも、Ｂ２ほか被控訴人側出席者の数名は「回答させてくださいって言ってるんです。」、「回答させてくださいよ。」、「回答させなさい。」と発言しており、上記の組合側出席者の抗議の発言が終わったタイミングで、Ｂ２ほか被控訴人側出席者の数名が「回答らないですか。」と尋ね、組合側出席者が「なぜそう曲解するんですか。」と」

(6) ２１頁７行目の「制限されない」を「制限されず、新たな主張・意見であることを非難された場合に、これに反論すること自体は許されるといえる」に改める。

(7) ２２頁５行目の「と重なる」を「にもなる」に改める。

(8) ２３頁５行目末尾に行を改めて次のとおり加える。

「 また、第２回団体交渉の冒頭は、第１回団体交渉において、被控訴人がＺ２を正社員として復帰させるスケジュールについて文書で回答することを約束したとの組合の意見と、そもそもＺ２を正社員にすること自体を約束していないとの被控訴人の意見が対立し、協議がなかなか前に進まない状況の中で（前記認定事実(6)ア）、Ｂ２が、Ｚ２にクラスを担当させられな

い理由などを口頭で説明しようとしても、組合側出席者から別の質問がされるなどして、結局、上記の意見対立に関する話題に戻ってしまう状況にあったところ、組合側出席者が「いつの時期で正社員化するか、再契約するかということと、それからなぜ今の時点でコーチを外すのか」という２点の説明を求めている旨を述べ、これに対し、Ｂ２が、「回答するって言ってるじゃないですか。」、「回答させてくださいよ。」と発言していること（同イ）からすると、Ｂ２としては、この直後に、Ｚ２にクラスを担当させられない理由などを説明しようとしたことがうかがわれる。これに対し、組合側出席者から「回答されるのはいいんですけど、なんで文書回答をいただけなかったんですか。」と、上記の意見対立に関する話題に戻りかねない質問がされたため、これに不満を感じたＢ２がＢ２発言に至ったと推認される。上記のとおり、Ｂ２発言は、文言上は、文書で回答する旨の合意を反故にしても差し支えないとの意図を持っていると疑われてもやむを得ない発言であり、適切さを欠くものの、その背景には、説明を尽くしたいのになかなか説明させてもらえないという不満があり、説明を尽くすこと自体は、被控訴人に求められるべき交渉態度であることからすると、Ｂ２発言をもって、Ｂ２に誠実に交渉する意思がなかったと評価することはできない。」

- (9) ２３頁１０行目の「によっても」を「をもって」に改め、同１７行目の「しかし、」の次に「Ｃ２は、組合側出席者からのＢ２発言への反論、被控訴人側出席者の「回答させてくださいよ。」、「回答いらないですか。」との発言、これに対する組合側出席者の抗議があり、協議が紛糾しそうになったところで、「団交を進めてくださいよ。」と発言するなど、」を加える。
- (10) ２４頁２行目の「すること」を削り、同３行目末尾に行を改めて次のとおり加える。

「 また、「話を妨害しているのはあなたじゃないですか。」、「あなたが的確

な質問をしてないから話が困窮するんですよ。」といった発言は、組合側出席者を挑発する不適切な発言であるとはいえるものの、紛糾しかねない状況を改善する趣旨で「団交を進めてくださいよ。」と発言したにもかかわらず、組合側出席者から「交渉をスムーズにするために少し控えていただけませんか。」「話が壊れてしまいます。」「妨害するんじゃないですか。」などとの反論を受けたため、これに呼応して発言内容が過激なものとなったと評価することができ、上記発言のみを取り上げてC2の交渉態度の不誠実性を評価するのは相当ではない。」

- (11) 24頁9行目の「うちの大きな」を「相当」に改める。

2 当審における控訴人及び組合らの補足的主張に対する判断

(1) 第1回団体交渉における合意事項

組合らは、第1回団体交渉において、被控訴人が、Z2を時短勤務正社員とすることを前提に、具体的なスケジュールを回答することになったことは事実であるから、これを前提とする組合側出席者の対応に誤りはないと主張する。

しかし、第1回団体交渉の冒頭や中盤での発言はさておき、終盤において、被控訴人が第2回団体交渉までに文書で回答すべき内容について協議している場面において、被控訴人は、Z2にクラスを担当させられない理由が解消されない限り、正社員とする時期を明らかにすることはできない旨述べ、これに対し、組合側出席者が、被控訴人に対し、持ち帰って検討するよう繰り返し求めたため、被控訴人は、持ち帰って検討する態度は示したものの、それでもなおZ2を正社員とすることやその時期を回答することについては明言しなかったのであり（引用に係る原判決「事実及び理由」（補正後のもの。以下「原判決」という。）第3の1(4)エ）、被控訴人が、第1回団体交渉において、Z2を時短勤務正社員とすることを前提に、具体的なスケジュールを回答することになったとは認められない。

したがって、組合らの主張は採用できない。

(2) C 2 発言①について

控訴人及び組合らは、C 2 発言①及び発言時のC 2の態度は、いたずらに組合側出席者の反発を招き、交渉を混乱させるものであって、団体交渉の円滑な進行を意図的に妨害するものであったと主張する。

しかし、団体交渉の場で新たな主張・意見を述べることは制限されず、新たな主張・意見であることを非難された場合に、これに反論すること自体は許されるのであるから、C 2 発言①の発言内容そのものに誤りはないこと、C 2 発言①は、組合側出席者が、被控訴人の認識と異なり、かつ、客観的事実にも反する前提に基づく交渉態度をとる中で、組合側出席者の誤った認識に基づく発言に沿って団体交渉が進むことを正す趣旨で発せられたものとみるべきであることからすると、挑発的で不穏当な発言であることは否定できないものの、この発言により、直ちに被控訴人の交渉態度が不誠実であるとまで判断されるものではないことは、原判決第3の2(3)アに判示のとおりである。

したがって、控訴人及び組合らの主張は採用できない。

(3) B 2 発言について

控訴人及び組合らは、B 2 発言は、いたずらに組合側出席者の反発を招き、交渉を混乱させるものであって、実際にB 2 発言に引き続いてされたC 2 発言②によって協議は紛糾したことからすれば、団体交渉の円滑な進行を意図的に妨害するものであったと主張する。

しかし、B 2 発言は、文言上は、Z 2にクラスを担当させない理由を文書で回答する旨の合意を反故にしても差し支えないとの意図を持っていると疑われてもやむを得ない発言ではあるものの、実際には、平成26年11月19日付けの回答書には、Z 2にクラスを担当させない理由が記載されており、被控訴人としては、第2回団体交渉までに、文書による回答を一応したとい

う認識であったこと、回答内容としても不十分なものであったとは認められないこと、説明を尽くしたいのになかなか説明させてもらえないという不満を背景にした発言であり、B 2 発言をもって B 2 に誠実に交渉する意思がなかったと評価することはできないことを考慮すると、B 2 発言をもって、被控訴人が組合との間の合意事項を反故にするような交渉態度であったとは認められず、B 2 発言から直ちに誠実交渉義務に違反するとはいえないことは、原判決第 3 の 2 (3)イに判示のとおりである。

したがって、控訴人及び組合らの主張は採用できない。

(4) C 2 発言②について

控訴人及び組合らは、C 2 発言②は、けんか腰で組合側出席者を挑発し続けているだけで、交渉を進展させる働きは全くしておらず、実際に C 2 発言②の最中及び直後には協議が紛糾したことからすれば、団体交渉の円滑な進行を阻害したことは明らかであると主張する。

しかし、「団交を進めてくださいよ。」との発言は、紛糾しかねない状況を改善する趣旨で発せられたものであり、実際に、その後は、被控訴人が示した Z 2 にクラスを担当させない理由等についての協議に変わり、双方が同じ点について主張を繰り返すだけの状況から交渉が進展したと認められること、「話を妨害しているのはあなたじゃないですか。」、「あなたが的確な質問をしてないから話が困窮するんですよ。」といった発言は、組合側出席者の発言に呼応して発言内容が過激なものとなったと評価することができ、上記発言単体で C 2 の交渉態度の不誠実性を評価することは相当ではないことを考慮すると、C 2 発言②が団体交渉を紛糾させたとはとはいえず、被控訴人に誠実交渉義務違反があるとはいえないことは、原判決第 3 の 2 (3)ウに判示のとおりである。

したがって、控訴人及び組合らの主張は採用できない。

(5) 第 2 回団体交渉全体を通じた被控訴人の交渉態度について

ア 組合らは、第2回団体交渉では、被控訴人の役員や従業員ではなく、第1回団体交渉にも出席していないC2らが、被控訴人側の発言の過半を占めるほどに交渉に口をはさみ続けたことにより、協議が紛糾し、円滑な交渉が阻害されたと主張する。

また、控訴人は、C2らは、「勝手に感想述べなくていいですよ、団交だから。」、「不当労働行為って言えば何でも通っているんじゃないのか、勘違いしちゃだめだよ。」などと、組合側出席者を馬鹿にする発言を繰り返し、挑発し続け、団体交渉の進行を阻害した旨主張する。

しかし、C2らは、第2回団体交渉の前に、被控訴人の幹部と面談したり、平成26年11月19日付け回答書の作成に関与したりしているから、これまでの経過を相当程度把握した上で、第2回団体交渉に出席していたものと認められる。

また、C2らの発言の中には、控訴人が指摘するように、組合側出席者を挑発したりする不適切なものも含まれているものの、これらは、「前回も予習してこなかったけれど、今回も予習してない。宿題も予習もしてない。」、「迷惑しているんですよ。」、「お互いに確認事項を勝手に反することが不当労働行為ですよ。」といった組合側出席者の発言を受けてのものであり（原判決別紙45頁）、被控訴人の立場からすれば、誤った事実に基づく正当とはいえない批判に対する反論として述べられたものであって、組合側出席者の厳しい対応に呼応して発言が過激になったものと評価することができる。

また、C2らの発言は、組合側出席者を挑発したりする不適切なものばかりではなく、被控訴人の意見を代弁する発言、組合側出席者から出た質問や疑問について被控訴人に回答を促す発言、組合側出席者の認識や意図を確認する発言、被控訴人と組合らの意見の相違する部分を顕在化させるために、双方の主張を要約したり、議論を整理したりする発言など、第2

回団体交渉を円滑に進めるための発言も多く含まれており、上記の不適切な発言の存在を考慮しても、C 2 らの発言によって、第 2 回団体交渉全体を通じて円滑な交渉が阻害されたとまでは認められない。

したがって、組合らの主張は採用できない。

イ 控訴人は、第 2 回団体交渉の冒頭部分では、C 2 発言①、B 2 発言及び C 2 発言②など、被控訴人側出席者が、組合側出席者を茶化したり挑発したりする発言を意図的に繰り返し、これにより協議が紛糾し、団体交渉の円滑な進行が大きく阻害された旨主張する。

しかし、第 2 回団体交渉の冒頭部分で、協議が紛糾したのは、①被控訴人が、第 1 回団体交渉で書面回答する旨合意した事項について、平成 26 年 11 月 12 日まで猶予することを求めながら、同日までに書面回答しなかったこと、②被控訴人が、同月 19 日、Z 2 を時短勤務正社員とする具体的なスケジュールについての回答はせず、反対に正社員とする予定がない旨の書面回答をしたこと（原判決第 3 の 1 (5)アないしウ）の 2 点が大きな要因となっていると認められるところ、①については、同月 12 日までに書面回答をしなかった被控訴人に責任があるといえるものの、②については、被控訴人が、第 1 回団体交渉において、Z 2 を正社員とする具体的なスケジュールを示すことを約束した事実はないにもかかわらず、組合側出席者が、被控訴人がこれを約束していたかのように主張して被控訴人を非難したものであり、組合らに責任があるといえ、第 2 回団体交渉の冒頭部分で協議が紛糾した原因が、専ら被控訴人側出席者にあると評価することはできない。

したがって、控訴人の主張は採用できない。

ウ 控訴人及び組合らは、その他にも、被控訴人側出席者による不適切な発言がされた際に、他の被控訴人側出席者が発言を制止したり、訂正したりしたことはないことなどを指摘して、被控訴人が、組合側出席者を納得さ

せるための努力をしておらず、合意達成の可能性を模索する義務を怠ったとして、第２回団体交渉における被控訴人の対応は、交渉態度において不誠実であったと主張する。

しかし、控訴人及び組合らが主張する事情などを踏まえても、第２回団体交渉におけるＣ２らの発言を含む被控訴人の一連の対応が、誠実交渉義務に反すると評価することはできない。

したがって、控訴人及び組合らの主張は採用できない。

第４ 結論

そうすると、被控訴人の請求を認容した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第４民事部